

新旧対照表

建築基準法第 42 条第 1 項第五号に基づく道に関する技術基準		< 参 考 > 施行令第 144 条の 4
改正(案)	現 行	
第 1 条 （目的） この技術基準は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 42 条第 1 項第 <u>五</u> 号に規定する道路の位置の指定（以下「指定道路」という。）について、同法施行令（昭和 25 年政令第 388 号。以下「令」という。）、神戸市建築基準法施行細則（昭和 37 年神戸市規則第 25 号）及び第 144 条の 4 （昭和 45 年政令第 333 号（昭和 46 年 1 月 1 日施行））により新たに築造する道に関する事項及び、令第 144 条の 4 が<u>施行された昭和 46 年 1 月 1 日</u>以前から存在する道<u>又は通路</u>（以下「既存通路」という。）に関する事項を定め、もって公共の福祉の増進に資すること及び、法の目的の達成を図ろうとするものである。	第 1 条 （目的） この技術基準は、建築基準法（<u>昭和 25 年法律第 201 号</u>。以下「法」という。）第 42 条第 1 項第 <u>5</u> 号に規定する道路の位置の指定（以下「指定道路」という。）について、同法施行令（<u>昭和 25 年政令第 388 号</u>。以下「令」という。）<u>、神戸市建築基準法施行細則（昭和 37 年神戸市規則第 25 号）及び</u>令第 144 条の 4 <u>（昭和 45 年政令第 333 号（昭和 46 年 1 月 1 日施行））</u>が適用される以前から存在する道<u>又は通路</u>（以下「既存通路」という。）に関する事項を定め、<u>もって公共の福祉の増進に資すること及び、法の目的の達成を図ろうとする</u>ものである。	法第 42 条第 1 項第 5 号の規定により政令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。
第 2 条 （指定道路の有効幅員） 指定道路の幅員は、第 1 図 <u>から第 3 図</u> によるものとし、最小有効幅員 4 メートルを確保するものとする。ただし、<u>次の各号に掲げるすべての基準に適合する既存通路で</u>、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合はこの限りでない。 <u>一 指定道路の幅員が既存通路の幅員を包含していること。</u> <u>二 指定道路の現況有効幅員が、全区間にわたって 1.8 メートル以上あり、将来的に全区間にわたって有効幅員を 4 メートル以上確保すること。</u> <u>三 指定道路が袋路状の場合（その一端のみが他の道路に接続しているもの）は延長 35 メートル以内、通り抜けている場合（両端が他の道路に接続しているもの）は延長 70 メートル以内であること。ただし、指定時に転回広場を設ける場合であって、全区間にわたって現況の有効幅員が 2.7 メートル以上あるものはこの限りでない。</u>	第 2 条 （指定道路の有効幅員） 指定道路の幅員は、第 1 図 <u>及び第 2 図</u> によるものとし、最小有効幅員 4 メートルを確保するものとする。ただし、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合はこの限りでない。	記載なし
第 3 条 （転回広場） 令第 144 条の 4 第 1 項第一号ハの規定に基づく同号ホの規定による転回広場の設置に関する基準は、次の<u>各号に掲げる</u>とおりとする。ただし、既存通路で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合はこの限りでない。 <u>一 昭和 45 年</u>国土交通省告示第 1837 号に規定する小型四輪自動車の大きさは長さ 4.7 メートル、幅 1.7 メートルとし、転回広場の形態については<u>第 4 図から第 10 図</u>によるものとする。 <u>二</u> 指定道路の延長が 50 メートル以下の袋路状道路にあっては、終端又は他の道路に接続する部分から 35 メートルを超える部分のいずれかに設置すればよいものとする。	第 3 条 （転回広場） 令第 144 条の 4 第 1 項第一号ハの規定に基づく同号ホの規定による転回広場の設置に関する基準は、次のとおりとする。ただし、既存通路で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合はこの限りでない。 <u>（1）</u> 国土交通省告示<u>昭和 45 年</u>第 1837 号に規定する小型四輪自動車の大きさは長さ 4.7 メートル、幅 1.7 メートルとし、転回広場の形態については<u>第 3 図から第 9 図</u>によるものとする。 <u>（2）</u> 指定道路の延長が 50 メートル以下の袋路状道路にあっては、終端又は他の道路に接続する部分から 35 メートルを超える部分のいずれかに設置すればよいものとする。	第 1 項第一号 （延長及び転回広場等） 一 両端が他の道路に接続したものであること。ただし、次のイからホまでの一に該当する場合においては、袋路状道路（その一端のみが他の道路に接続したものをいう。以下この条において同じ。）とすることができる。 イ 延長（既存の幅員六メートル未満の袋路状道路に接続する道にあつては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。ハにおいて同じ。）が三十五メートル以下の場合 ロ 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合 ハ 延長が三十五メートルを超える場合で、終端及び区間三十五メートル以内ごとに国土交通大臣の定める基準に適合する自動車の転回広場が設けられている場合 ニ 幅員が六メートル以上の場合 ホ イからニまでに準ずる場合で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合

第4条（階段状の指定道路） 令第 144 条の 4 第 1 項第四号ただし書の規定による階段状の指定道路の設置に関する基準は、次の各号に掲げるすべてに該当するもの（第 11 図参照）とする。ただし、既存通路で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合はこの限りでない。 二 指定道路の延長は 35 メートル以下であること。 二 他の道路に接続する部分は奥行き 1.4 メートル以上の踏込みを設けること。 三 階段の構造は次の①から④に掲げるすべてに適合すること。 ① コンクリート、石等の堅固で耐久性のある材料を使用すること。 ② 階段の蹴上げは、15 センチメートル以下、踏面は 30 センチメートル以上とすること。 ③ 高さ 3 メートルを超える場合にあっては、高さ 3 メートル以内ごとに踏面 1.4 メートル以上の踊場を設けること。 ④ 建築物の敷地から出入口に接する部分には、踏面 1.4 メートル以上の踊場を設けること。ただし、前③に掲げる踊場によって代えることができるものとする。	第5条 （階段状の指定道路） 令第 144 条の 4 第 1 項第四号ただし書の規定による、階段状の指定道路の設置に関する基準は、次のとおりとする。ただし、既存通路で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合はこの限りでない。 （1） 指定道路の延長は 35 メートル以下であること。 （2） 他の道路に接続する部分は奥行き 1.4 メートル以上の踏込みを設けること。 （3） 階段の構造は次の①から④に掲げるすべてに適合すること。 ① コンクリート、石等の堅固で耐久性のある材料を使用すること。 ② 階段の蹴上げは、15 センチメートル以下、踏面は 30 センチメートル以上とすること。 ③ 高さ 3 メートルを超える場合にあっては、高さ 3 メートル以内ごとに踏幅 1.4 メートル以上の踊場を設けること。 ④ 建築物の敷地から出入口に接する部分には、踏面 1.4 メートル以上の踊場を設けること。ただし、前③に掲げる踊場によって代えることができるものとする。	記載なし
第5条（すみ切り） 令第 144 条の 4 第 1 項第二号ただし書の規定による場合は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、既存通路で、特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと、又はその必要がないと認めた場合においてはこの限りでない。 二 すみ切りが不要な場合 ① 指定道路が歩道の幅員が 2 メートル以上ある他の道路に接続する場合（第 12 図参照） ② 前条の規定による場合 二 両側にすみ切りを設けることが困難な場合は、通行の安全上支障のないことを考慮し、片側 3 メートル×5 メートル以上のすみ切りを設ける。（第 13 図参照） 三 交差、接続又は屈曲によって生ずる隅角が 60 度未満の場合は、長さ 3 メートル以上の底辺を持つ二等辺三角形のすみ切りを設けなければならない。（第 14 図参照） 四 既存通路で、すみ切りが整備されるまでの間、第 15 図によるカーブミラーを設置するなど、通行の安全上支障がないと認められる場合。ただし、行き止りで延長 20 メートル以内かつ縦断勾配 8 パーセント以下の場合は、カーブミラー等の設置は不要とする。	第4条（すみ切り） 令第 144 条の 4 第 1 項第二号ただし書の規定による、すみ切りの設置に関する基準は、次のとおりとする。ただし、既存通路で、特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと、又はその必要がないと認めた場合においてはこの限りでない。 （1） すみ切りが不要な場合 ① 指定道路が歩道の幅員が 2 メートル以上ある他の道路に接続する場合。（第 10 図参照） ② 第 5 条の規定による場合 （2） 両側にすみ切りを設けることが困難な場合は、通行の安全上支障のないことを考慮し、片側 3 メートル×5 メートル以上のすみ切りを設ける場合。（第 11 図） （3） 交差、接続又は屈曲によって生ずる隅角が 60 度未満の場合は、長さ 3 メートル以上の底辺を持つ二等辺三角形のすみ切りを設けなければならない。（第 12 図）	第1項第二号（すみ切り） 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が百二十度以上の場合を除く。）は、角地の隅角をはさむ辺の長さ二メートルの二等辺三角形の部分の部分を道に含むすみ切りを設けたものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。

第6条（舗装）	第6条（舗装）	第1項第三号（道路仕上げ）
令第 144 条の 4 第 1 項第三号の規定による指定道路の舗装は、アスファルト舗装、コンクリート舗装等とし、ぬかるみとならない構造とすること。	令第 144 条の 4 第 1 項第三号に規定する指定道路の舗装は、アスファルト舗装、コンクリート舗装等とし、ぬかるみとならない構造とすること。	砂利敷その他ぬかるみとならない構造であること。
第7条（縦断勾配） 第 144 条の 4 第 1 項第四号ただし書の規定による縦断勾配は、既存通路で、手摺の設置や滑りにくい表面処理を施したものとするなど、避難及び通行の安全上支障がないと認められる場合は、原則として 18 パーセント以下とすることができるものとする。	記載なし	第1項第四号（勾配） 縦断勾配が 12 パーセント以下であり、かつ、階段状でないものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。
第8条（排水施設） 令第 144 条の 4 第 1 項第五号の規定による、排水施設に関する基準は次の各号に掲げるすべての基準に適合するものとする。 ただし、既存通路で、既に排水施設が整備されており、現状支障なく排水できる場合はこの限りではない。 一 第 1 図から第 3 図又は、これに準ずる排水上、耐力上支障のないものとする。こと。 二 排水施設は、溢水、滞水及び漏水のおそれのない構造とすること。 三 排水施設の端部は、他の有効な排水施設に接続すること。	第7条（排水施設） 令第 144 条の 4 第五号の規定による、排水施設に関する基準は、次のとおりとする。 （1） 第 1 図及び第 2 図又は、これに準ずる排水上、耐力上支障のないものとする。こと。 （2） 排水施設は、溢水、滞水及び漏水のおそれのない構造とすること。 （3） 排水施設の端部は、他の有効な排水施設に接続すること。	第1項第五号（排水設備等） 道及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠その他の施設を設けたものであること。
（附則） この技術基準は、令和 7 年 4 月 1 日から適用し、平成 18 年技術定基準は同日付けで廃止する。	（附則） この技術基準は、平成 18 年 4 月 1 日から適用し、平成 15 年技術定基準は同日付けで廃止する。	記載なし